

嚮陽会館複合交流施設整備設計業務
公募型プロポーザル実施要領

令和6年6月

鯖江市

1. 事業の趣旨・目的

嚮陽会館複合交流施設整備を進めるにあたり、市が策定した基本計画を踏まえ、嚮陽会館複合化に伴う創造的改修、また老朽化した施設・設備の更新を行う。本プロポーザルは、嚮陽会館複合交流施設整備基本設計業務・実施設計業務を委託するにあたり、業務に対する意欲があり、豊富な実績と専門的な知識に基づく魅力ある事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため実施するものであり、本要領により必要な事項を定める。

2. 業務の概要

- (1) 業 務 名 嚮陽会館複合交流施設整備設計業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙、仕様書のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 委託料上限額 85,400,000 円（消費税および地方消費税を含む。）
 - 基本設計業務委託上限額 23,500,000 円 （令和6年度）
 - 実施設計業務委託上限額 61,900,000 円 （令和7年度）

3. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす2社以上により構成される設計共同企業体であること。

(1) 共通参加要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始または破産法（平成16年法律第75号）にも基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ウ 参加申請書類の提出日において、中央官庁および地方公共団体から、指名停止を受けていないこと。
- エ 国税・地方税等に対して未納がないこと。
- オ 法人およびその役員が、鯖江市暴力団排除条例（平成23年鯖江市条例第10号）に規定する暴力団、暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- カ 鯖江市競争入札参加資格を有していること。または、プロポーザル参加表明書提出期限までに登録の見込みがあること。
- キ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。

(2) 代表構成員の要件

- ア 過去10年間に於いて、地方公共団体が発注した本委託業務と同種または類似業務を受託した実績があること。
- イ 本業務の中心的役割を担う履行能力を持ち、出資比率は構成員中最大であること。

(3) 代表構成員以外の構成員の要件

- ア 鯖江市に本社、支社又は営業所もしくは事務所を有していること。

(4) 留意事項

- ア 遊び場の設計等、一部業務を協力者として専門業者を加えることを可とする。その協力者は、他の参加者の協力者となることはできない。遊び場の提案および設計にあたり、適切に実施できる技術、知識、能力、実績等を有すること。
- イ 構成員の出資比率は２社の場合 30%以上、３社の場合 20%以上であること。

4. 配置技術者要件

- ア 管理技術者は一級建築士の資格を有すること。
- イ 管理技術者は、参加表明書の代表構成員の組織に所属していること。
- ウ 本業務は、意匠、構造、電気設備、機械設備（空調、給排水衛生設備を含む）、遊び場の分野に担当技術者を適宜配置すること。

5. プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

公告（実施要領等の公表）	令和６年６月２５日（火）
質問書提出期限	令和６年７月２日（火）
質問に対する回答	令和６年７月５日（金）
参加表明書の提出期限	令和６年７月１０日（水）
参加資格審査（一次審査）	令和６年７月中旬
参加資格確認結果通知	令和６年７月中旬
提案書の提出期限	令和６年８月１９日（月）
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和６年８月２３日（金）（予定）
審査結果の通知・契約締結	令和６年８月２８日（水）（予定）

(2) 募集要項等の配布

- ア 配布期間：令和６年６月２５日（火）から令和６年７月１０日（水）
午前９時から午後５時まで
- イ 配布場所：下記ⅠⅠの担当部署で配布するほか、鯖江市ホームページからダウンロードできる
- ウ 配布資料：①公募型プロポーザル実施要領
②業務委託仕様書
③各種様式

(3) 質問の提出および回答

- 本実施要領および別紙仕様書の内容について質問がある場合は、質問書（様式第Ⅰ号）により提出すること。
- ア 提出期限：令和６年７月２日（火）午後５時（必着）
- イ 提出方法：下記ⅠⅠの担当部署に持参、郵送またはメール（郵送、メールの場合は確認のため電話連絡を行うこと。）
- ウ 回答方法：すべての質問の一覧表を作成し、令和６年７月５日（金）午後５時までに鯖江市ホームページに掲載する（個別には回答しない。）
なお、質問への回答は、本実施要領および仕様書の追加または修正とみなす。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

ア 提出期限：令和6年7月10日（水）午後5時（必着）

イ 提出方法：下記Ⅱの担当部署に持参、郵送（配達証明付書留郵便）またはメール（郵送、メールの場合は確認のため電話連絡を行うこと。）

ウ 提出書類：

①参加表明書（様式第2-1号）

②設計共同企業体結成届（様式第2-2号）

③会社概要書（様式第2-3号）

④業務実績書（様式第2-4号）

⑤納税証明書（国税および地方税に滞納がないことの証明） ※写し可

⑥一級建築士事務所登録証明の写し

エ 参加を辞退する場合：参加表明書提出日以降に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(5) 参加資格要件の確認

参加表明書を提出した者の参加資格要件について確認し、参加資格の有無について、プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。参加資格を有することを確認した者に対して、提案書提出依頼通知書（様式第4号）により、提案書の提出を依頼するものとする。

(6) 提案書の提出

ア 提出期限：令和6年8月19日（月）午後5時（必着）

イ 提出方法：下記Ⅱの担当部署に持参または郵送（配達証明付書留郵便）またはメール（郵送、メールの場合は確認のため電話連絡を行うこと。）

ウ 提出書類：

①提案書

・提案書表紙（様式第5号）

・業務実施体制（様式第6号）

・予定担当者の経歴等（様式第7-1・7-2号）

・業務実施方針等について（様式第8号）

業務目的を理解し、実施方針（業務取組に対する基本的な考え方）、業務フロー、業務の実現に向けた提案などを仕様書の業務内容に沿って記載すること。

・特定テーマに対する提案（任意様式）

各テーマについて企画提案すること。

②見積書（任意様式）

見積書には、消費税相当額および地方消費税相当額を含んだ金額を記載すること。業務別内訳、諸経費等の内訳を掲示すること。

オ 提出部数：正本1部、副本9部

(7) 提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差し替え、再提出もしくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 市は提出された提案書について、選定を行う作業に必要な応じて複製を作成

することがある。

エ 市は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 提案書等の作成および提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 提出書類に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法を用いた結果、生じた事象にかかる責任はすべて提案者が負うものとする。

6. 提案テーマ

テーマ1 複合交流施設を活かした空間づくりの提案
多世代交流、各要素機能の繋がり工夫

テーマ2 施設コンセプトに沿った子どもの遊び場の提案
安全性への配慮、デザインや配置など視覚的配慮、維持管理の容易性、コスト低減への配慮

テーマ3 様々な市民活動や交流を支援する市民活動の場の提案
誰もが利用しやすい利用したくなる仕掛け

7. 審査方法等

(1) 審査委員会

審査委員会を組織する。審査委員会は参加資格要件を満たすものの中から審査を行う。

(2) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

提案書について、プレゼンテーションおよびヒアリングを実施する。時間場所については、別途通知する。

(3) 審査方法

提案書、プレゼンテーション・ヒアリングについて、審査基準に基づきプロポーザル審査委員の意見（採点等）を聴取し審査を行う。

(4) 審査基準

別表、審査基準のとおり

(5) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(3)審査方法による評価の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点のものが複数の場合は、審査項目「2.提案の内容」において評価が高い提案者を候補者として選定する。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した提案書等の作成および提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合

エ 価格の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル審査委員に対し、直接、間接を問わず故意に接触を行っ

た場合

カ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定または非選定の結果を通知する。また、下記項目について市ホームページに公表する。

【公表事項】

- ・ 候補者の名称
- ・ 参加者の数

9. 契約の締結

審査結果通知後、市と委託契約の優先交渉権者は契約締結に向けた協議を開始する。原則として、提案書に記載された項目を委託契約の仕様に反映するが、本業務の目的達成のために必要がある場合は、協議により項目の追加、変更または削除を行う場合がある。

委託契約の仕様・見積額の協議において、優先交渉権者との協議が整わない場合は、審査会で次点となった提案者を委託契約候補者として協議を行う。

10. その他

- (1) 鯖江市情報公開条例（平成10年鯖江市条例第15号）に基づく開示請求があった場合には、対象文書として提案書類を原則公開することとなる。
事業者が権利、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足る合理的な情報は、同条例第7条第2号の規定により非公開とできる場合がある。
- (2) 受託候補者は、円滑に受託業務を行うことができるように、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。
- (3) 委託業務の全部もしくは主たる部分を第三者に再委託し、または請け負わせてはならない。ただし、業務の一部に係る再委託について、あらかじめ市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 契約保証金（契約金額の100分の10）については、鯖江市財務規則（昭和39年鯖江市条例第20号）の規定に基づき納付すること。
- (5) 支払い条件 前払金については、請負金額の100分の30以内の額とする。

11. 担当部署・各種書類提出先

鯖江市政策経営部総合政策課

916-8666 福井県鯖江市西山町13番1号

TEL : 0778-53-2263

MAIL : SC-Sogoseisaku@city.sabae.lg.jp

別表 嚮陽会館複合交流施設整備設計業務公募型プロポーザル 審査基準

	審査項目		内容	配点
1	実施方針・ 体制・実績	業務実施の確実性	過去に類似の業務で良好な実績を 上げているか、同等の成果が期待で きるか。	10
		業務遂行の安定性	委託業務を安定的に遂行できる実 施体制、実施スケジュール等の業務 環境となっているか。	10
		専門知識	業務内容に見合った必要な専門知 識を有しているか。	10
2	提案の 内容	業務内容の理解度	業務委託の目的や内容について、十 分に理解しているか	10
		提案内容の独創性	独自の発想に基づく提案内容が含 まれているか。	20
		提案内容の優良性	提案内容に具体性、妥当性、実現可 能性があり、優れているか。	30
3	見積	必要経費	業務内容に係る経費 評価点＝配点（10点）×評価係数 ※評価係数＝全提案者のうち最低 提案額÷当該提案額（小数点以下第 2位を四捨五入）	10
合 計				100

※過去 10 年間に於いて、地方公共団体が発注した本委託業務と同種の業務を受託した実績を審査対象とする。（参加表明に関する書類の業務実績書に記載の実績）

※各委員の持ち点（100 点）を合算した値（満点）の 6 割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。